

ID: 1802

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第53条第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (建蔽率) 第53条 4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第68条の2第1項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限(隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ2メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。)がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物(ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。次項において同じ。)で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前3項の規定による限度を超えるものとすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日